

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月8日
【会社名】	株式会社エー・アンド・デイ
【英訳名】	A&D Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 古川 陽
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目23番14号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	埼玉県北本市朝日一丁目243番地
【電話番号】	(048)593-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 伊藤 貞雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 456,654,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,122,000株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成25年2月8日開催の取締役会決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,122,000株	456,654,000	
一般募集			
計(総発行株式)	1,122,000株	456,654,000	

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
407		100株	平成25年2月26日(火)		平成25年2月27日(水)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エー・アンド・デイ 管理本部	埼玉県北本市朝日1-243

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社埼玉りそな銀行 さいたま営業部	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
456,654,000	140,000	456,514,000

(注) 1 新規発行による手取金の額は本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額は本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額の金額につきましては、平成27年度3月迄を目途として割当予定先である株式会社デンソーとの業務提携を行なう医療・健康及び計測分野での新商品の共同開発及び事業化資金に充当予定です。

なお、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社デンソー
本店の所在地	愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第89期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日） 平成24年6月21日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第90期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日） 平成24年8月9日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第90期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日） 平成24年11月13日 関東財務局長に提出

（注）割当予定先の概要は、平成25年2月8日現在におけるものであります。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社は計測機器・ソフトウェアの発注を受けております。

（注）出資関係、人事関係、資金関係、技術又は取引関係につきましては、平成25年2月8日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社グループを取巻く経営環境は、欧州の財政金融危機やアジア地域における成長の鈍化、国内においては長引く円高・デフレなど、先行きの懸念材料が多い状態で推移しております。

このような状況の中、当社グループでは、各セグメント（計測・計量機器事業、医療・健康機器事業）の既存市場の深耕拡大に努めるとともに、新市場の開拓や新規顧客の獲得に注力し、また、市場ニーズの変化に対応した新技術・新製品の開発を積極的に推進してまいりました。

割当予定先である株式会社デンソーとは、平成23年3月株式会社ユネクスへの共同出資以降、株式会社ユネクスの経営に関する協議を通じて医療・健康分野で継続的な交流を行なってまいりましたが、今般両社で検討を重ねた結果、株式会社デンソーの開発技術力と当社の医療・健康分野でのノウハウの融合により新商品開発での協業が可能と判断いたしました。また、計測分野では、当社はサプライヤーとして株式会社デンソーに計測・制御シミュレーションシステム等を提供してまいりましたが、今回の提携により更に関係を強化することで、自動車関連を中心とする顧客ニーズの把握及び顧客ニーズに則した開発が、より一層可能となると考えております。

同社との関係強化が当社事業の更なる発展・拡大実現に資すると期待できることから、同社を割当予定先として選定することといたしました。

d 割り当てようとする株式の数

1,122,000株を割り当てる予定です。

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、資本・業務提携に基づく関係強化の趣旨に鑑み、本自己株式処分により取得する株式を中長期的に保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は払込期日から2年間において、割当予定先が本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面にて報告すること、当該報告に基づく報告を当社が株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を割当予定先より取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の有価証券報告書(第89期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び四半期報告書(第90期第2四半期 自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)における貸借対照表の現金及び預金の状況により、割当予定先が本自己株式に係る払込みに必要な現預金を有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社デンソーは、株式会社東京証券取引所第一部及び株式会社名古屋証券取引所第一部に上場している自動車部品の研究開発・生産・販売分野における有数の会社であり、その社会的信用力は高く、反社会的勢力等の介入リスクはないものと認識しております。

また、株式会社デンソーが株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力との一切の関係遮断に努めること及び反社会的勢力排除に向けた社内体制整備を行なっていること等を宣言しており、割当予定先が反社会的勢力等と何ら関係を有していないと判断しました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきまして当社取締役会は、本自己株式の処分に係る取締役会決議の前営業日における終値が当社株式の客観的価値を示す価格として合理的であると判断し、本自己株式の処分に係る取締役会決議の前営業日である平成25年2月7日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である407円を処分価額といたしました。

なお、当該価額は取締役会決議日の直前営業日から直前1ヵ月間の終値平均360円(円未満切捨)に対してプレミアム率13.06%であり、同じく取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均312円(円未満切捨)に対してプレミアム率30.45%、同直近6ヵ月間の終値平均294円(円未満切捨)に対してプレミアム率38.44%であり、いずれの期間におきましても、特に有利な処分価額に該当していないものと判断しております。

また、本自己株式処分に関して取締役会に出席した当社監査役4名(内2名は社外監査役)全員から、取締役会における上記算定根拠による処分価額の決定は、当社株式の価値を客観的に表す市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な処分価額には該当しないとの意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

今回の処分数量1,122,000株は、当社発行済株式総数22,459,300株に対して5.00%(平成24年9月30日時点の総議決数202,441個に対する割合は5.54%)であるため、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、当社にとって割当予定先との関係強化を図ることとなり、当社の企業価値及び株式価値向上に資するものと考えており、本自己株式処分の処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合	割当後の所有 株式数(百株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合
エー・アンド・デイ 従業員持株会	埼玉県北本市朝日1-243	18,778	9.27%	18,778	8.79%
ビービーエイチ フォー フィデリ ティ ロープライス ストック ファンド (常任代理人 ㈱三 菱東京UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109360582 USA (東京都千代田区丸の内2-7-1)	16,500	8.15%	16,500	7.72%
㈱フルカワ	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-331-3	15,332	7.57%	15,332	7.18%
㈱デンソー	愛知県刈谷市昭和町1-1			11,220	5.25%
日本トラステイ・ サービス信託銀行㈱ (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	10,026	4.95%	10,026	4.69%
日本マスタートラス ト信託銀行㈱(信託 口)	東京都港区浜松町2-11-3	6,085	3.01%	6,085	2.85%
㈱埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	6,060	2.99%	6,060	2.84%
古川 陽	埼玉県さいたま市大宮区	4,902	2.42%	4,902	2.29%
㈱足利銀行	栃木県宇都宮市桜4-1-25	4,900	2.42%	4,900	2.29%
森 義晴	埼玉県行田市	2,894	1.43%	2,894	1.35%
計	-	85,478	42.22%	96,698	45.25%

(注) 1 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成24年9月30日現在の総議決権数(202,441個)に本自己株式処分により増加する議決権数(11,220個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3 本自己株式処分後に当社が保有する自己株式数は、1,091,247株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

第四部 組込情報の第35期事業年度有価証券報告書及び第36期第2四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出以降、本有価証券届出書提出日（平成25年2月8日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年2月8日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた第35期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

平成24年6月26日開催の当社第35期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金7円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、古川陽、森島泰信、江頭昌剛、中川常雄、村田豊、伊藤貞雄、高田信吾を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、山崎和孝を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに

当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	134,042	1,490	0	(注)1	可決 98.90%
第2号議案				(注)2	
古川 陽	133,605	1,927	0		可決 98.58%
森島泰信	133,745	1,787	0		可決 98.68%
江頭昌剛	133,838	1,694	0		可決 98.75%
中川常雄	133,767	1,765	0		可決 98.70%
村田 豊	133,837	1,695	0		可決 98.75%
伊藤貞雄	135,189	343	0		可決 99.75%
高田信吾	134,951	581	0		可決 99.57%
第3号議案	135,307	225	0	(注)2	可決 99.83%

(注)1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議

決権の過半数の賛成であります。

3．上記の表の賛成、反対及び棄権の個数は、本総会前日までの事前行使分と、当日出席の一部の株主による議決権行使の内容が確認できたものを合計したものであります。

4．総議決権数

議決権を有する株主数	4,804人
総株主の議決権個数	202,202個

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を参入しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

3. 最近の業績の概要について

平成25年2月8日開催の取締役会において決議された第36期第3四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

[次へ](#)

四半期連結財務諸表
(1) 四半期連結貸借対照表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,564	5,422
受取手形及び売掛金	10,057	10,443
有価証券	0	-
商品及び製品	5,409	5,890
仕掛品	3,718	3,899
原材料及び貯蔵品	2,407	2,556
繰延税金資産	748	524
その他	923	765
貸倒引当金	221	199
流動資産合計	28,607	29,300
固定資産		
有形固定資産		
土地	3,821	3,841
その他	3,933	3,945
有形固定資産合計	7,755	7,787
無形固定資産		
のれん	626	509
その他	2,043	1,919
無形固定資産合計	2,670	2,429
投資その他の資産	1,374	1,268
固定資産合計	11,800	11,485
資産合計	40,407	40,786
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,844	3,061
短期借入金	14,460	15,174
1年内返済予定の長期借入金	1,959	2,112
未払法人税等	155	96
賞与引当金	626	387
製品保証引当金	114	135
その他	2,553	2,858
流動負債合計	22,714	23,824
固定負債		
長期借入金	3,178	2,636
退職給付引当金	1,381	1,367
製品保証引当金	16	19
その他	474	478
固定負債合計	5,050	4,502
負債合計	27,764	28,326

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,388	6,388
資本剰余金	6,404	6,404
利益剰余金	3,361	2,882
自己株式	1,565	1,565
株主資本合計	14,589	14,109
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	1
為替換算調整勘定	1,985	1,706
その他の包括利益累計額合計	1,985	1,707
少数株主持分	38	58
純資産合計	12,642	12,460
負債純資産合計	40,407	40,786

[次へ](#)

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第 3 四半期連結累計期間)

(単位 : 百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)
売上高	21,610	23,604
売上原価	11,486	12,938
売上総利益	10,123	10,666
販売費及び一般管理費	9,921	10,438
営業利益	201	227
営業外収益		
受取利息	12	16
受取配当金	4	0
助成金収入	12	7
その他	35	44
営業外収益合計	65	69
営業外費用		
支払利息	231	256
持分法による投資損失	25	0
為替差損	196	5
その他	67	53
営業外費用合計	521	315
経常損失 ()	255	19
特別利益		
固定資産売却益	0	1
事業譲渡益	-	69
特別利益合計	0	71
特別損失		
固定資産売却損	1	3
固定資産除却損	10	5
投資有価証券評価損	4	1
災害による損失	12	-
特別損失合計	28	11
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ()	283	41
法人税、住民税及び事業税	136	99
法人税等調整額	33	265
法人税等合計	169	365
少数株主損益調整前四半期純損失 ()	453	324
少数株主利益	6	13
四半期純損失 ()	459	337

[前へ](#) [次へ](#)

(四半期連結包括利益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	453	324
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8	1
為替換算調整勘定	569	284
持分法適用会社に対する持分相当額	2	1
その他の包括利益合計	580	284
四半期包括利益	1,033	40
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,035	60
少数株主に係る四半期包括利益	1	19

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

(5) セグメント情報等

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	計測・計量機器事業				
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計
売上高					
外部顧客への売上高	8,800	1,915	460	1,441	12,618
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,194	93	14	1,417	2,720
計	9,995	2,009	475	2,859	15,339
セグメント利益又は損失()	57	37	20	95	95

	医療・健康機器事業					調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計		
売上高							
外部顧客への売上高	2,461	1,861	4,337	330	8,991		21,610
セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,065	4	0	3,053	7,123	9,844	
計	6,526	1,866	4,338	3,384	16,114	9,844	21,610
セグメント利益又は損失()	596	20	328	125	1,029	923	201

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 923百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 873百万円が含まれております。全社費用は、主に管理部門に係る一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	計測・計量機器事業				
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計
売上高					
外部顧客への売上高	9,828	2,219	401	1,465	13,916
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,220	136	42	1,407	2,807
計	11,048	2,356	444	2,873	16,723
セグメント利益又は損失()	180	33	13	56	256

	医療・健康機器事業					調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計		
売上高							
外部顧客への売上高	2,799	1,774	4,715	397	9,688	-	23,604
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,841	7	3	2,998	6,850	9,658	-
計	6,641	1,782	4,719	3,396	16,538	9,658	23,604
セグメント利益又は損失()	740	37	276	33	1,014	1,044	227

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 1,044百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 991百万円が含まれております。全社費用は、主に管理部門に係る一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

[前へ](#)

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第35期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第36期第2四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月26日

株式会社エー・アンド・デイ
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福田 厚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗栖 孝彰

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・アンド・デイの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・アンド・デイ及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エー・アンド・デイの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エー・アンド・デイが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

株式会社エー・アンド・デイ
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福田 厚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗栖 孝彰

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・アンド・デイの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・アンド・デイの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月12日

株式会社エー・アンド・デイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗栖 孝彰 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・アンド・デイの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エー・アンド・デイ及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。